

認知症対応型共同生活介護に係る内定申請受付要項

(第8期 令和4年度開設)

1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を進めています。

認知症対応型共同生活介護の指定については、介護保険法（以下、法という。）によって「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」及び「指定申請」の2段階の申請が必要となります。内定申請の受付及び事業者の選定については、本要項の他「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」によるものとします。

2 日程等

受付ユニット数	計5ユニット（詳しくは本要項の「4 内定申請条件等」のとおり。）
質問受付期間	令和3年9月21日(火)～30日(木) ※ 電子メールにて御質問ください。質問をする際は、本市公式ウェブサイトの質問票を使用してください。電話による受付は行いません。 【件名】認知症対応型共同生活介護の内定申請受付に係る質問 【宛先】川崎市高齢者事業推進課事業者指定係 (40kosui@city.kawasaki.jp) ※ 公平性を期するため、受け付けた御質問及び回答については、令和3年10月中旬頃に川崎市公式ウェブサイトにおいて公表することを予定しております。
内定予約受付期間等	内定予約受付期間（電話）：令和3年10月15日(金)～25日(月)（厳守） 内定申請受付：令和3年11月1日(月)、2日(火)、4日(木)、5日(金) 内定補正完了期限：令和3年11月11日(木)（厳守） 結果通知日：令和3年12月上旬（予定） ※土日祝除く
開設期限	令和5年3月1日(水) ※ 諸般の事情により開設期限までに開設が間に合わない場合につきましては、応相談といたします。
内定予約受付先・問い合わせ先	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係 電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926 E-mail：40kosui@city.kawasaki.jp
補助金	認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護を開設する場合、補助金を活用できる場合があります。希望する事業者は、高齢者事業推進課介護基盤係（電話：044-200-0776）に活用が可能か事前相談をしてください。 ※事前に本市HPで過去の補助金案内ページを御確認ください。 トップページ →くらし・手続き →福祉・介護 →高齢者・介護保険 →介護保険制度 →事業者入口 →事業者指定関係書類 →地域密着型サービス →地域密着型サービス事業所を開設する際の補助金について

3 関係法令等

内定申請に当たり、関係する法令等がある場合はそれらを遵守するものとします。
また、法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

【主な関係法令等】

- ア 介護保険法
- イ 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ウ 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- エ 老人福祉法
- オ 川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱
- カ 都市計画法
- キ 建築基準法
- ク 消防法
- ケ 生産緑地法

※「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」第2条第3項及び第4項に該当する場合には、内定取消等の措置を取る場合がありますので、予め御了承ください。

<基準抜粋>

- 3 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、内定申請から内定を受ける前にあっては、処分決定日において内定申請を無効とし、また、内定を受けた後にあっては、処分決定日において内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間をいう。以下同じ。）がある内定申請受付に申請できないものとする。
- 4 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日においてその内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間がある内定申請受付に申請できないものとする。

4 内定申請条件等

(1) 内定申請条件

次の4項目から1つ以上を選択すること。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること
- ② 看護小規模多機能型居宅介護を併設すること
- ③ 小規模多機能型居宅介護を併設すること
- ④ 地域交流スペースの設置（内法30㎡以上。台所、専用トイレ、専用手洗いは除く。）

※ 内定申請後であっても、内定決定までに選択した当該内定申請条件の履行が不可能であることが判明し、そのことに正当な理由がない場合、本要項の「7 内定申請の無効」に基づき、申請が無効となります。また、内定決定後であっても、選択した当該内定申請条件の履行が不可能であることが判明し、そのことに正当な理由がない場合、本要項の「11 内定の取消」に基づき、内定取消となります。

<地域交流スペースについて>

地域交流スペースは、地域住民が集い、地域福祉の活動を行うことや、施設内における交流などを目的としたものであり、高齢化が一層進む 2025 年（令和 7 年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域交流スペースの果たす役割は更に大きくなることが予想されていることから設置するものです。

今回の受付で内定申請条件④を選択した場合、認知症対応型共同生活介護ごとに当該スペースを最低 30㎡以上確保し、かつ、当該事業所を運営する事業者が管理・運営することを内定申請の条件とします。なお、当該スペースの設置については、次の点に注意してください。

- ・一般の往来から目に入りやすい位置とし、地域住民が利用しやすい配置としてください。
- ・台所（一般家庭用）、専用トイレ及び専用手洗いを整備してください。
- ・机及びいす（高齢者が運びやすいもの）を適当数配備してください。
- ・開設後は、原則無償（光熱水費等の実費は除く）とし、ボランティアグループ等による多様なサービスの提供や、介護予防、ミニデイサービス、食事会など地域住民との交流を進めてください。

また、地域交流スペースの設置に関して、本市の考え方を川崎市公式ウェブサイト上で公開しています。そちらも併せて御確認ください。

※ 地域交流スペースは、建築基準法や都市計画法などの関連法令等に基づき、事業予定地ごとに設置の可否が分かります。必ず設置可能な事業計画で申請してください。

(2) 内定予定ユニット数

- ① 1事業所で2又は3ユニット運営することを申請の条件とし、市全体で5ユニット※の内定申請受付を行います。
- ② 5ユニットを上回るユニット数の内定申請があった場合、本要項の「5 内定申請書類」9「別紙1 認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」により算出した「平均得点（事業所）」を比較して選定します。

※第8期計画の令和4年度開設分は6ユニットを計画値としておりますが、第7期に内定済の2ユニットを除き、且つ、第8期計画策定後に1ユニット分減の変更があったことを勘案し、5ユニットの内定申請受付を行います。

5 内定申請書類

A4フラットファイルに綴じてください。

背表紙に「(施設名) 第8期(令和4年度開設) 認知症対応型共同生活介護 内定申請書類(法人名)」と記載してください。

No.	書類	備考
1※	指定地域密着型（介護予防）サービス事業者内定申請書（第4号様式）	
2※	計画事業所概要及び誓約書	
3	事業所案内図	事業所までのアクセス、周辺施設等が分かる図面
4	事業所平面図	壁芯・内法が分かる図面
5	土地・建物の賃貸借契約書（仮契約書）等の写し	
6	土地・建物の登記簿謄本	

7	当該申請に係る事業に係る資産の状況 (直近の決算書等)	
8	工事工程表	
9※	別紙1 認知症対応型共同生活介護事業者 得点表	
10	選定一覧において加点を証明する書類	
11※	認知症対応型共同生活介護の内定申請内容に関する誓約書	
12※	併設サービスに関する確認書	併設サービスを運営する場合のみ
13※	認知症対応型共同生活介護の補助金に関する確認書	認知症対応型共同生活介護の補助金を申請する場合のみ
14	返信用封筒	84 円切手を貼付

※ 申請書類のうち1、2、9、11、12、13については、川崎市公式ウェブサイト上で様式を掲載しています。

【掲載ページ】 <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021906.html>

6 内定申請方法等

提出にあたっては、申請書類を提出する日時を令和3年10月15日(金)～25日(月)の間に電話予約してください。

<注意事項>

- (1) 申請時は、申請書類の内容等について説明可能な方が来庁してください(来庁人数は2名までとしてください)。
- (2) 申請書類は本市提出用を1部、事業者控え用を1部準備し、申請日当日にお持ちください(申請時は、本市提出用書類を御提出いただき、事業者の皆様には事業者控え用書類を御覧いただきながら、相互に確認しつつ、申請手続きを進めます)。
- (3) 申請に必要な書類に不足、不備等がある場合は、補正が完了するまで受付できませんので御注意ください(書類はお預かりします)。
- (4) 提出された申請書類は、必要な範囲で複写する場合があります。
- (5) 提出された申請書類は、本内定申請受付に係る目的以外には使用いたしません。川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- (6) 「内定申請受付」期間以降の書類提出は認めません。ただし、審査のため、本市から別途追加書類を求めた場合はこの限りではありません。
- (7) 申請書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、本市から申請者あて連絡し、「内定補正完了期限」までに訂正等をさせていただく場合があります。ただし、審査のため、本市から別途追加書類を求めた場合はこの限りではありません。
- (8) 申請書類の返却や写しの交付等はできませんので、必ずコピーを取り事業者で保管してください。

7 内定申請の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。

- (1) 法人ではない者による申請
- (2) 申請に必要な書類が不足している申請
- (3) 申請に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない申請
- (4) 申請に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている申請
- (5) 申請に必要な書類に虚偽の記載がある申請

- (6) 申請に必要な書類中その要領が不明確な申請
- (7) 申請書に記名のない申請
- (8) 本申請に関し不正な行為があった申請
- (9) 法第78条の2第4項各号および法第115条の12第2項各号に該当する者が行う申請
- (10) 関係法令等を満たさない申請（「3 関係法令等」を参照）
- (11) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた申請
- (12) 他の申請者から事業実施予定として申請されている用地または建物を使用する申請
- (13) その他、本要項で定める方法以外の方法で申請した法人の申請

8 事業所の内定方法

(1) 申請内容の審査

別紙1「認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」に基づき、得点の確認を行います。また、提出された申請の内容が関係法令等を満たしているか、確認します。

上記の状況を踏まえ、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

※申請の内容が関係法令等を満たしていないことが確認された場合、本要項の「7 内定申請の無効」に基づき、内定申請を無効とする場合があります。

※開設後の報告義務については、「10 内定後のスケジュール」を御確認ください。

(2) 結果の通知

結果については、すべての申請者に対して審査の終了後に通知します。

9 結果の公表・申請書類の取扱い

本申請受付の結果については、川崎市公式ウェブサイトで公表します。また、内定された事業所の申請内容については、本市が公表できるものとし、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を市民に提供する観点から、「認知症対応型共同生活介護の内定申請内容に関する誓約書」にて誓約していただいた項目についても、川崎市公式ウェブサイトで公表します。なお、提出された申請書類一式は、返却いたしませんので御了承ください。

10 内定後のスケジュール（本市への報告等）

- (1) 正当な理由なく、開設期限が遵守されない場合は、本要項の「11 内定の取消」に基づき内定取消となります。
- (2) スケジュールは、当該施設の整備にあたって必要な法令上の手続き、人員確保、工事等に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって期限までに開設することが可能なものとしてください。
- (3) 別紙1「認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載した項目について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けてください（確認方法は、別紙2「認知症対応型共同生活介護事業者 選定一覧確認方法」を参照してください）。正当な理由なく、本市の確認を受けない場合は本要項の「11 内定の取消」に基づき内定取消となります。
- (4) 開設後6ヶ月、1年の経過時点でサービスの形態等について書面で報告をしてください（任意様式とします）。また、その後も定期的に報告を求めることとなります。
- (5) 本要項に基づいた申請で、別紙1「認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載した項目については、法第78条の2第8項又は法第115条の12第6項に規定される指定の条件として付すこととなります（6年ごとの指定更新時にも同内容の条件を付します）。開設後に継続して当該条件を遵守することができない場合、行政指導等の対象となります。
- (6) 前各項目に定めるものの他、本市が必要と判断した場合には、報告を求める場合があります。

11 内定の取消

内定後においても、次に掲げる事項に該当する場合は、内定の取消を行う場合があります。なお、内定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- (2) 正当な理由なく、計画変更や提案内容を守ることができない場合
- (3) 正当な理由なく、別紙1「認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けない場合
- (4) 正当な理由なく、内定通知書に記載した事業開始日までに開設に至らないことが確実な場合
- (5) 申請書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 申請書類に虚偽等が判明した場合
- (7) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた場合
- (8) 申請者である法人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 法人の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員または暴力団員でなくなつて5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - ② 法人または役員等が暴力団または暴力団員等を使用している場合
 - ③ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - ④ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - ⑤ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (9) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (10) 法令遵守に抵触する事由が発生した場合（「3 関係法令等」を参照）
- (11) その他事業執行上、支障が発生した場合

12 留意事項

- (1) 内定申請受付に伴い、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に対しての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合は、本要項の「7 内定申請の無効」又は「11 内定の取消」に基づき、「内定申請の無効」又は「内定の取消」となります。
- (2) 内定申請に関して必要な費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類について、内定申請内容等の確認のため連絡を行う場合があります。内定申請日当日にお持ちになった事業者控え用書類は必ず保管してください。
- (4) 事業を進めるにあたっては、地域密着型サービスという観点から、地域に根差した事業所として運営することができるよう、地域への説明及び必要な調整を行いながら進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面にも配慮してください。

また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、地域と良好な関係を構築できるよう、誠意を持って対応してください。
- (5) 内定申請受付した事業者(所)においては、今後本市が実施するアンケート調査等に御協力ください。

※「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」

より、別表1を抜粋。

別表1

認知症対応型共同生活介護事業者選定基準

1 内定申請条件（最大110点）

1-1 併設サービス①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること	35点
1-2 併設サービス②	看護小規模多機能型居宅介護を併設すること	30点
1-3 併設サービス③	小規模多機能型居宅介護を併設すること	25点
1-4 地域交流スペースの設置	地域交流スペースを60㎡以上確保すること	20点
	50㎡以上60㎡未満確保すること	15点
	40㎡以上50㎡未満確保すること	10点
	30㎡以上40㎡未満確保すること	5点

2 設置主体（最大100点）

2-1 認知症対応型共同生活介護等の運営実績（1項目）	認知症対応型共同生活介護の運営実績が3年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	10点
	認知症対応型共同生活介護の運営実績が1年以上3年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が1年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	5点
2-2 資産状況	直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと	20点
2-3 収支状況	直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと	20点
2-4 かわさき健幸福寿プロジェクト（1項目）	すでに『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請している法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	25点
	これまで『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請していない法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	15点
2-5 介護相談員派遣事業（1項目）	すでに介護相談員を受入れている事業所（市外を含む）を運営している法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	25点
	これまで介護相談員を受入れていない法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	15点

3 地域バランス（最大25点）

3-1 認知症対応型共同生活介護が未整備の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	25点
3-2 認知症対応型共同生活介護が1か所の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	15点

4 建築計画（最大20点）

4-1 建築物の構造	建築基準法第2条に規定する耐火構造であること	10点
4-2 ユニットの形態	ユニットが同一の階に設置されていること（階が分かれる等分断されていないこと）	10点

5 サービス形態（最大105点）

5-1 本体事業所であること	サテライト事業所ではないこと	15点
5-2 看取り介護加算	看取り介護加算の体制を整えること	10点
5-3 医療連携体制加算（1項目）	医療連携体制加算を算定する体制を整え、看護師等の適切な配置を行い、全居住者の2分の1以上の痰吸引器を配置し、医療依存度の高い利用者（痰吸引、経管栄養、糖尿病等）の積極的な受け入れを行うこと	15点
	開設後1年以内に、医療連携体制加算Ⅰの体制を整えること	10点
5-4 認知症専門ケア加算（1項目）	開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅱの体制を整えること	15点
	開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること	10点
5-5 生活機能向上連携加算（1項目）	生活機能向上連携加算Ⅱの体制を整えること	15点
	生活機能向上連携加算Ⅰの体制を整えること	10点
5-6 サービス提供体制強化加算（1項目）	開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰの体制を整えること	5点
	開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅱの体制を整えること	4点
	開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅲの体制を整えること	3点
5-7 短期利用認知症対応型共同生活介護	開設後1年以内に、短期利用認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること	15点
5-8 短期利用居宅介護	開設後1年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること	15点

合計：最大360点

- ※1 「1-1、1-2、1-3 併設サービス」において、それぞれの設置主体が同一の法人であること、又は同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係にあることとします。また、サテライト事業所での併設は、配点が認められませんので、御注意ください。
- ※2 「5-6 サービス提供体制強化加算」については、介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を併せて受け、かつ、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、介護職員の総数の算定にあつては、認知症対応型共同生活介護を提供する介護職員と介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとします。
- ※3 内定枠を超える内定申請があり、平均得点（事業所）が同点であった場合には、上記項目番号順に比べて、差がついた時点にて、高い点数を取得している事業所を選定します（例：1-1 で比較して同点だった場合、1-2 で比較します。1-4 で比較して同点だった場合、2-1 で比較します）。
- ※4 全ての項目番号で差がつかなかった場合は、当該計画地の最寄駅を基準とした同心円上の距離を比較して短い距離の事業所を選定します。なおこの場合には、公平性の観点から、本市にて測定をさせていただきます。
- ※5 各項目の得点について、申請書類の提出時に市職員と確認を行いますが、得点の記載については申請者の責任で確定させるものとします。よって、記載に誤りがあった場合にも、補正期限が過ぎたあとは原則的に補正を受けませんので、内容をよく確認したうえで御提出ください。なお、得点を算定した項目について、要件を満たしていないことが明らかになった場合は、補正期限を過ぎていても減点の措置を取れるものとしますので、予め御了承ください。

【参考】地域ケア圏域（日常生活圏域）の整備地域について

未整備の地域	川崎区	中央第一地区 (旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町)
		大師第四地区 (昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前)
	幸区	南河原地区 (大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町)
		河原町地区 (河原町)
	中原区	丸子地区 (上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通)
	宮前区	宮前第二地区 (けやき平、神木、土橋)
1箇所 の地域	川崎区	中央第二地区 (池田、小川町、貝塚、京町1～2、下並木、堤根、日進町、南町、元木)
		幸区 日吉第一地区 (北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田)
	中原区	小杉地区 (市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町)
		玉川地区 (上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子)
	宮前区	有馬・鷺沼地区 (有馬、鷺沼)
		宮前第三地区 (小台、宮崎、馬絹)
		宮前中央地区 (宮崎1～6、宮前平)
	麻生区	麻生東第一地区 (高石、多摩美)

認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧確認方法

別紙 1 「認知症対応型共同生活介護事業者得点表」に得点を記載した項目の履行について、開設日の 2 か月前及び開設後 6 ヶ月・1 年の経過時点で、本市の確認を受ける必要があります。当該確認は以下に定める別紙 2 「認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧確認方法」の「履行の確認方法」によるものとします。なお、十分な確認ができなかった場合は、必要に応じて追加書類の提出を求められます。

また、当該項目の履行については、開設後も継続して満たす必要があることから、介護保険法第 78 条の 2 第 8 項又は法 115 条の 1 第 6 項に規定される指定の条件として付すこととなります（詳しくは「認知症対応型共同生活介護に係る内定申請受付要項」を参照してください）。

1 内定申請条件

※地域交流スペースについては、内法で測定してください。また、トイレ、台所、洗面設備は面積から除いてください。

※設計図面の提示に際して、建築確認申請まで終了していない場合は、終了時期の見込みを書面で報告してください。

選定項目	要件	履行の確認方法
1-1 併設サービス①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-2 併設サービス②	看護小規模多機能型居宅介護を併設すること	
1-3 併設サービス③	小規模多機能型居宅介護を併設すること	
1-4 地域交流スペースの設置	地域交流スペースを 60 m ² 以上確保すること	
	50 m ² 以上 60 m ² 未満確保すること	
	40 m ² 以上 50 m ² 未満確保すること	
	30 m ² 以上 40 m ² 未満確保すること	

2 設置主体

選定項目		要件	履行の確認方法
2-1 認知症対応型共同生活介護等の運営実績	1項目のみ	認知症対応型共同生活介護の運営実績が3年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	申請時に確認済であるため不要
		認知症対応型共同生活介護の運営実績が1年以上3年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が1年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	
2-2 資産状況		直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと	
2-3 収支状況		直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと	
2-4 かわさき健幸福寿プロジェクト	1項目のみ	すでに『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請している法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	参加申請計画書
		これまで『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請していない法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	
2-5 介護相談員派遣事業	1項目のみ	すでに介護相談員を受入れている事業所（市外を含む）を運営している法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	受入れ計画書
		これまで介護相談員を受入れていない法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	

3 地域バランス

選定項目		履行の確認方法
3-1	認知症対応型共同生活介護が未整備の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	申請時に確認済であるため不要
3-2	認知症対応型共同生活介護が1か所の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	

4 建築計画

※設計図面の提示に際して、建築確認申請まで終了していない場合は、終了時期の見込みを書面で報告してください。

選定項目	要件	履行の確認方法
4-1 建築物の構造	建築基準法第2条に規定する耐火構造であること	設計図面を提示及び建築状況の報告
4-2 ユニットの形態	ユニットが同一の階に設置されていること（階が分かれる等分断されていないこと）	

5 サービス形態

※該当職員の資格証（写）及び雇用が確認できる書類の提示に際して、勤務職員が未定の場合は、職員の確保に関するスケジュールを書面で報告することとします。

※併設サービス①及び②における設計図面の提示に際して、建築確認申請まで終了していない場合は、終了時期の見込みを書面で報告することとします。

選定項目	要件	履行の確認方法
5-1 本体事業所であること	サテライト事業所ではないこと	・勤務表
5-2 看取り介護加算	看取り介護加算の体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類（雇用しない場合は提携関係を示す協定書等） ・看取りに関する指針 ・看取りに関する職員研修計画（研修内容の資料を含む）
5-3 医療連携体制加算	1項目のみ 医療連携体制加算を算定する体制を整え、看護師等の適切な配置を行い、全居住者の2分の1以上の痰吸引器を配置し、医療依存度の高い利用者（痰吸引、経管栄養、糖尿病等）の積極的な受け入れを行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類（雇用しない場合は提携関係を示す協定書等） ・24時間の連絡体制を示す書類 ・重度化した場合の対応に係る指針 ・痰吸引器の購入
	開設後1年以内に、医療連携体制加算Ⅰの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類（雇用しない場合は提携関係を示す協定書等） ・24時間の連絡体制を示す書類 ・重度化した場合の対応に係る指針

5-4 認知症専門ケア加算	1項目のみ	開設後1年以内に、認知専門ケア加算Ⅱの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の研修の修了証（写） ・雇用が確認できる書類
		開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること	
5-5 生活機能向上連携加算	1項目のみ	生活機能向上連携加算Ⅱの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該認知症対応型共同生活介護計画
		生活機能向上連携加算Ⅰの体制を整えること	
5-6 サービス提供体制強化加算	1項目のみ	開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類 ・勤務表
		開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅱの体制を整えること	
		開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅲの体制を整えること	
5-7 短期利用認知症対応型共同生活介護		開設後1年以内に、短期利用認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類
5-8 短期利用居宅介護		開設後1年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員の資格証（写） ・雇用が確認できる書類